

訴訟事件等の報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「訴訟等に関する事務処理要領」第6条及び「弁護士に委任する調停等の事務処理要領」第5条第1項により、事案の処理を弁護士に委任する場合に支払う報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(弁護士報酬の種類)

第2条 弁護士に支払う報酬は、着手金、終了謝金、中間金及び手数料とする。

(事件の個数と報酬)

第3条 報酬は一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件は当初委任した事務の範囲をもって一件とする。

(着手金の算定基準)

第4条 訴訟を委任したときに支払う着手金の額は、その事案の処理の難易度等に応じ、60万円、45万円又は30万円とする。

2 事案の内容から判断して、その処理が特に困難である等、着手金の額が前項に規定する額によりがたいと認める場合は、90万円を上限として増額することができる。

(中間金の算定基準)

第5条 訴訟を委任した日から2年を経過した時点において、なお当該事案が継続している場合は、中間金を支払うことができる。

2 前項の規定により中間金を支払った後、さらに訴訟が継続する場合は、前項の時点から1年を経過するごとに中間金を支払うことができる。

3 中間金の額は、訴訟を委任したときに支払った着手金の額の3分の1の額とする。

(終了謝金の算定基準)

第6条 訴訟が終了したときに支払う終了謝金の額は、訴訟を委任したときに支払った着手金の額と同額とする。ただし、事案の処理に至る状況等により、終了謝金の額が訴訟を委任したときに支払った着手金の額によりがたい場合は、これを増減することができる。

2 前項ただし書の場合において、増額して支払うことができる終了謝金の額は、訴訟を委任したときに支払った着手金の額の1.5倍に相当する額までとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の場合で、事案の処理内容等が特に複雑かつ困難であって、前項の額を超えて支払う必要があるときは、200万円を上限として終了謝金の額を増額することができる。

(調停事件・示談交渉の特例)

第7条 第4条の規定は、調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉）事件を委任した場合の着手金の額について準用する。ただし、事件の内容に応じて、当該着手金の3分の1の額を減額することができる。

2 前項の規定により委任した事案の処理が完了した場合に支払う終了謝金の額については、第6条の規定を準用する。

(督促手続事件の特例)

第8条 督促手続事件については、前条の規定を準用する。

(保全命令申立事件の特例)

第9条 仮差押及び仮処分各命令申立事件を委任したときに支払う着手金の額は、その事案の処理の難易度等に応じ、30万円、22万5千円又は15万円とする。

2 前項の規定により委任した事案の処理が完了した場合に支払う終了謝金の額については、第6条の規定を準用する。

(民事執行事件の特例)

第10条 民事執行事件については、前条の規定を準用する。

(即決和解事件の特例)

第11条 即決和解事件の手数料は、10万円とする。

ただし、示談交渉を要する場合の報酬については、第7条の規定を準用する。

(証拠保全事件の特例)

第12条 証拠保全事件の手数料は、10万円とする。

(裁判外の事案の委任等)

第13条 第4条から前条までに定めるもののほか、府政に関し法律的な検討を要する事案で、その内容が特に複雑又は特殊なものについて、当該事案にかかる法律関係の調査・意見書の作成を委任したときは、報酬を支払うことができる。

2 前項の規定により委任した場合の手数料は、10万円以上50万円以下の範囲内において、事案毎にこれを定める。

(その他)

第14条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

[施行期日]

1 この規程は、平成**10**年4月1日から施行する。

[経過措置]

2 平成**10**年3月**31**日までに弁護士との間で委任契約を締結した事案については、すでに支払った着手金の額にかかわらず、第4条の規定により算定された額を当該事案の着手金の額とみなし、第6条を適用して終了謝金の額を算定するものとする。

附 則

1 この規程は、平成**23**年3月**30**日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成**28**年3月**25**日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成**31**年4月1日から施行する。